

令和8年度 聖籠町 結婚活動支援補助金

新潟県婚活マッチングシステム

「ハートマッチにいがた」の登録料の 2分の1(半額)を補助します



補助対象者

以下の条件をすべて満たす方

- ①令和8年4月1日以降に「ハートマッチにいがた」に入会登録をした方
- ②入会登録時に、聖籠町に住民登録している方
- ③結婚を希望する20歳以上の独身の方
- ④町税を滞納していない方
- ⑤過去にこの制度の補助金を受けたことがない方
- ⑥暴力団員でなく、暴力団・暴力団員と密接な関係がない方

必要書類

以下の書類をそろえて提出してください

- ①申請書(聖籠町指定の様式)
※申請書は聖籠町ホームページよりダウンロードできます
- ②入会登録料を支払ったことが分かる領収書等の写し
- ③「ハートマッチにいがた」の会員証の写し
- ④申請者名義の振込口座が分かる書類の写し

提出先: 聖籠町役場 総合政策課 政策係(役場2階)

補助金額の例

通常登録で11,000円
支払った場合



2分の1(半額)補助で
**5,500円の補助が
受けられます!**

お問い合わせ

聖籠町役場 総合政策課 政策係

☎0254-27-2111(代表)

✉sousei@town.seiro.niigata.jp

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

<https://www.town.seiro.niigata.jp/1/3/1/4/konkatsuhojokin.html>

郵送・メールでも
申請OK♪



注意事項

- ◆申請は、令和8年4月1日以降に「ハートマッチにいがた」に入会登録した方のみ受け付けます。令和9年3月31日までに申請してください。(必着)
※再登録の方も過去に申請したことがない場合は申請可能です。
- ◆キャンペーン等により入会登録料に変動があった場合は、実際の費用の2分の1を補助します。(100円未満は切り捨てとなります。)
- ◆1人につき1回限りの交付となります。
- ◆予算の上限に達し次第、受付を終了しますのでお早めにご申請ください。

「ハートマッチにいがた」とは

「ハートマッチにいがた」は、新潟県が導入した1対1の出会いをサポートする会員制の婚活マッチングシステムです。

ご自身のプロフィール情報を登録後、お相手情報を閲覧して会ってみたいお相手を探します。お引き合わせ申込み成立後、マッチングサポーターが同席のうえ個別にお引き合わせします。

「ハートマッチにいがた」の詳しい内容や登録のお手続きについては、事業を運営する「にいがた出会いサポートセンター」のウェブサイトをご覧ください。

「ハートマッチにいがた」に関するお問い合わせ

にいがた出会いサポートセンター

☎ 025-384-4151
✉ heartmatch.niigata@sky.plala.or.jp
HP <https://www.msc-niigata.jp/matching/>



お問い合わせ時間 月/水/第2・第4・第5木 (11:00~19:00)
土 (10:00~20:00)
日/祝 (10:00~18:00)
定休日 (毎週火・金/第1・第3木/年末年始)